

あかしの水道

…… 守りたいきれいな水を 未来まで ……



第8号

平成17年(2005年)2月15日発行

編集・発行 / 明石市水道部

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

TEL : (078)912-1111(代表)

FAX : (078)911-4066

明石市水道部ホームページ「明石の水道」

<http://www.city.akashi.hyogo.jp/suidou/suidou/top.htm>



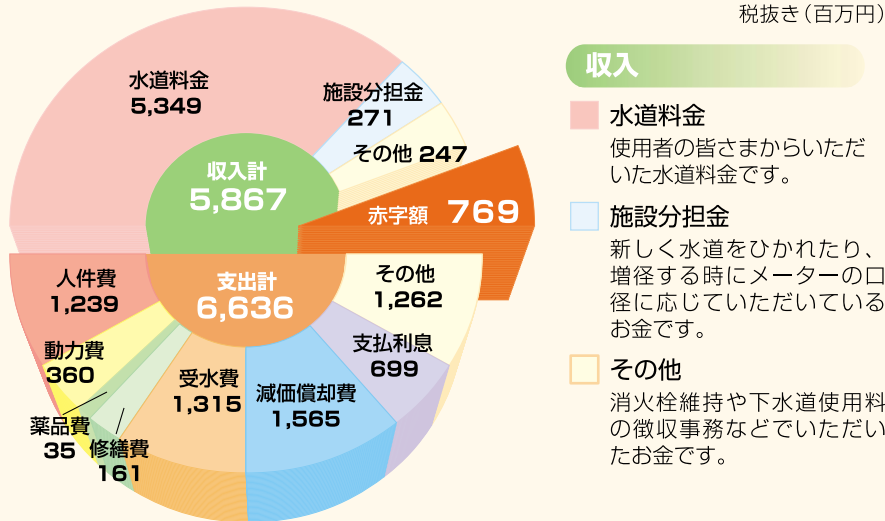
平成15年度 決算内容

平成15年度の決算は、事業収益が5,867百万円、事業費用が6,636百万円となり、差引769百万円の大幅な当年度純損失(赤字)となりました。これは、皆さまに使用していただいた年間の使用水量35,862千m³が、平成14年度に比べ918千m³(2.5%)減と大幅に減少し、水道料金収入が減収したことや、費用で人件費、動力費が減少したものの、修繕費、県水受水費が増加したことが主な要因です。

一方、資本的支出の建設改良費では、東部配水場配水池・配水塔の築造工事や、老朽管整備として、石綿セメント管や老朽鉄管の布設替えを行いました。

収益的収支(水道水を供給するために要した経費と財源)

税抜き(百万円)



収入

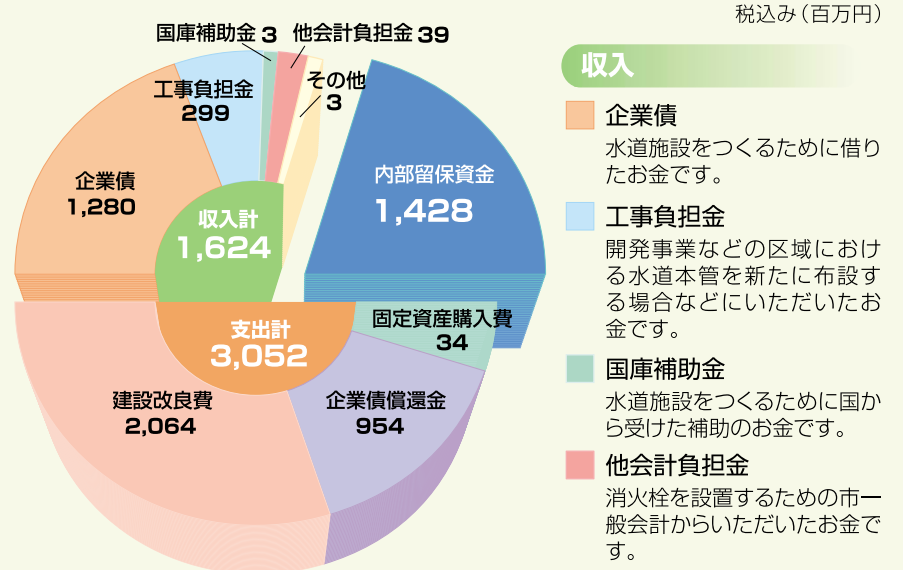
- 水道料金**
使用者の皆さまからいただいた水道料金です。
- 施設分担金**
新しく水道をひかれたり、増径する時にメーターの口径に応じていただいているお金です。
- その他**
消火栓維持や下水道使用料の徴収事務などでいただいたお金です。

支出

- 人件費**
職員の給料・手当などです。
- 動力費**
浄水場など、水道施設を運転するための電力費用で、平成15年度は約2,904万kWを使用しました。
- 薬品費**
水の浄化や滅菌に使用する薬品の費用です。
- 修繕費**
浄水場の施設などを修理する費用です。
- 受水費**
県から水を購入する費用で、平成15年度は年間約866万m³を受水しました。
- 減価償却費**
水道施設の寿命の年数に応じて1年ずつその価値の減少分を費用化したものです。
- 支払利息**
水道施設をつくるために借りましたお金の利息です。
- その他**
水道メーター等の保守管理や検針、料金計算・収納に要する委託料などです。

資本的収支(水道の施設をつくるために要した経費と財源)

税込み(百万円)



収入

- 企業債**
水道施設をつくるために借りたお金です。
- 工事負担金**
開発事業などの区域における水道本管を新たに布設する場合などにいただいたお金です。
- 国庫補助金**
水道施設をつくるために国から受けた補助のお金です。
- 他会計負担金**
消火栓を設置するための市一般会計からいただいたお金です。
- 内部留保資金**
現金の支出を伴わない減価償却費などの資金で収支不足を補っています。

支出

- 建設改良費**
水道施設を建設したり、老朽化した施設を新しく整備する費用です。
- 企業債償還金**
借りましたお金の元金を返済する費用です。
- 固定資産購入費**
水道メーターや水質検査機器などの購入費用です。



平成15年度の主な実施事業

1 東部配水場配水池・配水塔築造工事及び機械・電気設備工事

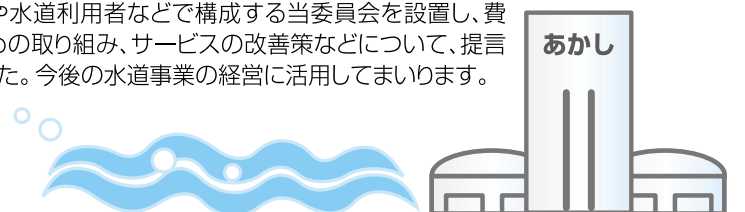
平成17年3月完成を目指し、荷山町の東部配水場に配水池・配水塔建設工事を進めてまいりました。完成後は、市東部地域一帯により安定的に水道水を配水できることとなります。

2 老朽化した浄・配水場施設の改修工事

中部配水場PCタンクNo.2改修工事や鳥羽浄水場沈澱池1系改修工事など、築造後長い年数を経過した浄・配水施設を改修しました。

3 水道事業経営調査委員会の開催

学識経験者や水道利用者などで構成する当委員会を設置し、費用の縮減のための取り組み、サービスの改善策などについて、提言をいただきました。今後の水道事業の経営に活用してまいります。



あかしの水道

水道料金の 暫定料金期間が 終了

～4月1日から本来の改定料金に～

水道料金につきましては、平成15年の12月定例市議会で、平均20.14%の引き上げが議決されています。そして、平成16年度は、引き上げ率緩和のための暫定料金期間として、平均10.12%の引き上げを実施させていただきました。この暫定料金期間は、平成17年3月31日をもって終了し、4月1日からは、本来の改定料金（平成15年度の料金より平均20.14%引き上げ）が適用されます。市民の皆さま、ご使用者の皆さまには、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

基本料金（1戸）

（税抜き）

メーターの口径	暫定料金（2か月分） （H16.4.1～17.3.31）（円）	改定料金（2か月分） （H17.4.1～）（円）
25mm 以下	1,610	1,740
40mm	7,530	8,140
50mm	15,820	17,100
75mm	29,370	31,740
100mm	46,130	49,860
150mm	97,940	105,880

なお、「2か月の水量使用期間」が4月1日をまたがる場合の水道料金は、暫定・改定料金を次の例のように、日割り計算いたします。

口径25mm以下、使用水量40m³、検針日が2月21日・4月21日の場合

（暫定料金で計算する期間分）…3月31日以前の使用日数38日

$$\frac{(\text{基本料金}1,610\text{円} + \text{従量料金}2,530\text{円}) \times 38}{59(\text{総日数})} = 2,666\text{円} \quad \dots \text{①}$$

（1円未満切捨て）

（改定料金で計算する期間分）…4月1日以後の使用日数21日

$$\frac{(\text{基本料金}1,740\text{円} + \text{従量料金}2,880\text{円}) \times 21}{59(\text{総日数})} = 1,644\text{円} \quad \dots \text{②}$$

（1円未満切捨て）

水道料金の請求額…（消費税含む）

$$(\text{① } 2,666\text{円} + \text{② } 1,644\text{円}) \times 1.05 = 4,525\text{円}$$

（1円未満切捨て）

従量料金（1戸・1m³につき）

（税抜き）

使用水量（2か月）		暫定料金（円） （H16.4.1～17.3.31）	改定料金（円） （H17.4.1～）
口径 25mm以下	～10m ³	0	0
	11m ³ ～20m ³	5	10
	21m ³ ～40m ³	124	139
口径40mm以上	～40m ³	124	139
	41m ³ ～60m ³	170	191
	61m ³ ～100m ³	227	254
	101m ³ ～	275	291

水道料金の計算例

暫定料金（3/31まで）・改定料金（4/1から）比較（検針期間：2か月）
※水道料金＝（基本料金＋従量料金）×1.05（1円未満は切捨て）

例1 口径25mm以下で2か月の使用量が40m³の場合

●暫定（H16.4.1～H17.3.31）

（基本料金）	10m ³ 以下	1,610円
（従量料金）	10m ³ を超え20m ³ 以下	
	5×10m ³	50円
	20m ³ を超え40m ³ 以下	
	124×20m ³	2,480円

合計 4,140円
総額（消費税込み） 4,347円

●改定（H17.4.1～）

（基本料金）	10m ³ 以下	1,740円
（従量料金）	10m ³ を超え20m ³ 以下	100円
	10×10m ³	
	20m ³ を超え40m ³ 以下	
	139×20m ³	2,780円

合計 4,620円
総額（消費税込み） 4,851円

例2 口径40mmで2か月の使用量が500m³の場合

●暫定（H16.4.1～H17.3.31）

（基本料金）	7,530円
（従量料金）	40m ³ 以下
	124×40m ³ 4,960円
	40m ³ を超え60m ³ 以下
	170×20m ³ 3,400円
	60m ³ を超え100m ³ 以下
	227×40m ³ 9,080円
	100m ³ を超える分
	275×400m ³ 110,000円

合計 134,970円
総額（消費税込み） 141,718円

●改定（H17.4.1～）

（基本料金）	8,140円
（従量料金）	40m ³ 以下
	139×40m ³ 5,560円
	40m ³ を超え60m ³ 以下
	191×20m ³ 3,820円
	60m ³ を超え100m ³ 以下
	254×40m ³ 10,160円
	100m ³ を超える分
	291×400m ³ 116,400円

合計 144,080円
総額（消費税込み） 151,284円

水道料金等の減免制度

下記の世帯に該当する方は、申請により水道料金等が減免になります。

1. 生活保護の受給家庭

減免額	水道料金	基本料金の半額
	下水道使用料	全額
減免期間	申請後、決定された日以降の検針分から生活保護の受給期間中	

2. ひとり暮らしの高齢の方で下記のいずれの要件にも該当する方

ア．4月1日現在65歳以上で、市内に居住し住民登録をしている方
イ．一定の所得（老齢福祉年金支給限度額）未満の方

減免額	水道料金	基本料金の半額
	下水道使用料	基本料金の半額
減免期間	申請後、決定された日以降の検針分から資格喪失日まで	

ご注意

「申請者氏名」と「水道使用者氏名」、「申請者住所」と「水道使用場所」が異なるときは、減免を受けることができません。
また、転居された場合も、改めて申請が必要となりますのでご注意ください。

平成17年度

水質検査計画を策定しました

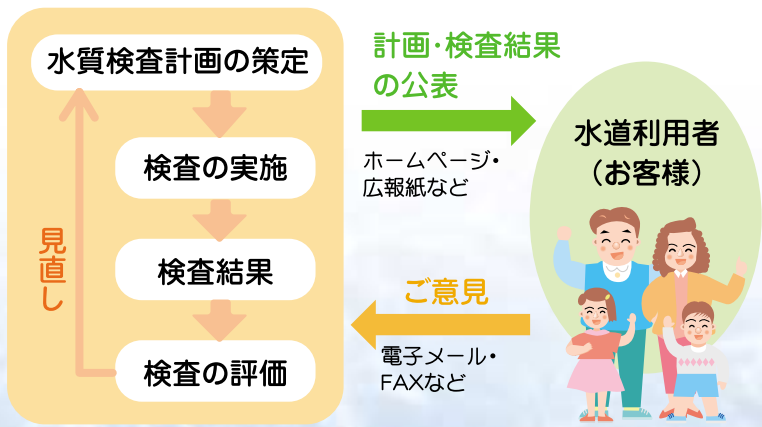
明石市水道部では、皆さまに安全で良質な水道水をお届けできるよう、定期的に水道水の水質検査を実施しています。この水質検査をより適正な内容にするとともに、皆さまに検査の内容をご理解していただけるよう、このたび「平成17年度水質検査計画」を策定しましたのでお知らせします。

水質検査計画の概要

水質検査計画は、適正な水質検査を行うにあたり、年間に行う水質検査の項目や地点などを定めたものであり、以下のような構成となっています。

1 基本方針	6 臨時の水質検査
2 水道事業の概要	7 水質検査方法
3 水道原水及び水道水の状況	8 水質検査計画及び結果の公表
4 検査項目及び検査頻度	9 水質検査の信頼性保証
5 検査地点	10 関係者との連携

※この水質検査計画については、水質検査結果の内容や、皆さまからのご意見を参考に、毎年度見直しを行い、より充実した水質検査に役立てていきます。



水質検査計画の閲覧方法

水質検査計画の詳細は、明石市水道部ホームページ「明石の水道」(水質検査のページ)でご覧いただけます。また、行政情報センター(市役所本庁舎2階)、水道部(市役所分庁舎3階)においても閲覧いただけます。

平成16年度に行った主な行事等

水道週間 平成16年6月1日～7日



明石駅前での街頭啓発や浄水場などの施設見学会を行い、見学会には34名の参加がありました。



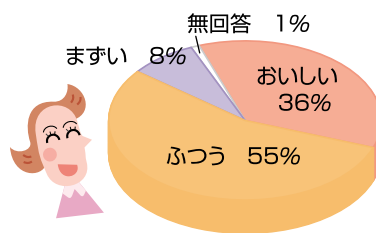
水の日 平成16年8月1日

明石駅構内で、市販のペットボトル水・明石の水道水で利き水を実施しました。

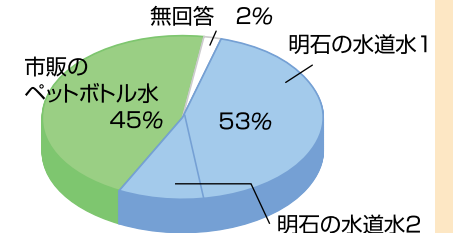
利き水には、635名の参加があり、アンケートにもご協力をしていただきました。



Q.明石の水道水の味をどう思いますか?



Q.1番おいしいと思った水は?



※明石の水道水1:地下水を水源とする水道水
明石の水道水2:河川水を水源とし、高度浄水処理をした水道水

また、小学4年生を対象に「水の日」標語を募集し、2,016点の応募がありました。

「水の日」標語最優秀賞

守りたいきれいな水を未来まで

水道事業経営調査委員会 平成16年5月～10月

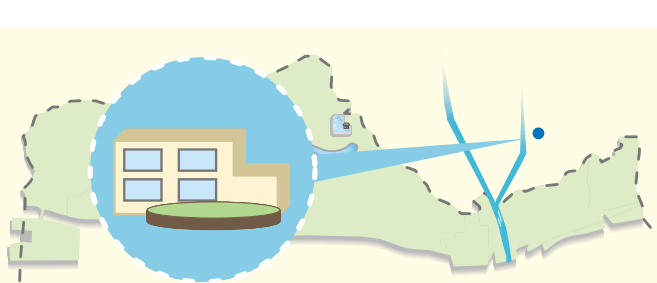


平成15年度に設置した第三者組織による当委員会は本年度5回開催し、水道事業の効率化等についての提言をいただきました。

経営調査委員会報告書は、明石市水道部ホームページ「明石の水道」に掲載しています。

台風23号の被害による応援給水活動 平成16年10月21日、23日

兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づき、台風23号による被害を受けた五色町、津名町に職員延8名、給水車延2台、給水タンク1基を派遣し、給水活動を行いました。



明石水道
発祥の地

伊川谷浄水場から～

「私たちは安全・快適な水道水をつくるため
頑張っています」

伊川谷浄水場長 井元 久幸



明石の水道は、昭和6年2月1日、兵庫県で9番目の水道として給水を開始しましたが、ここ伊川谷浄水場がその発祥の地であり、レンガ造りの調整池や建物など当時の面影を今も残しております。神戸市西区伊川谷町潤和の伊川沿いにあり、ただ一つ明石市外にある浄水場です。開設当時、この付近はメダカやカエルが泳ぎ、夏にはホテルが飛びかう、ほのぼのとした里山で、とりわけ、桜の花が見事であったそうです。

伊川谷浄水場から出発した明石の水道は、その後の市勢の急速な発展と生活水準の向上に伴う水需要の増加に対応するため、順次、新しい浄水場を開設し、現在はこの伊川谷浄水場の他、明石川、鳥羽、魚住、と4箇所の浄水場が稼働しております。

伊川谷浄水場は、11本の深井戸から取水した地下水と、明石川の河川水(野々池貯留水)を原水とし、薬品処理、凝集沈澱、急速砂ろ過の浄水処理を行い、その全量を荷山町にある東部配水場に送水して配水池に一旦貯留させた後、松が丘、朝霧、荷山、太寺地区を中心に配水しています。

この歴史ある伊川谷浄水場ですが、近年の水需要が減少するなか、浄水場施設形態の再構築を図るため、平成18年3月31日をもって閉鎖し、その役目を終えることとなります。閉鎖後、東部配水場には明石川浄水場から送水することとなり、現在の伊川谷浄水場からの配水区域は、明石川浄水場の高度浄水処理施設でつくられた水道水が供給されるようになります。

伊川谷浄水場職員11名は、「安全・安心を第一に・これは美味しいと自慢できる水道水づくり」をモットーとして、浄水処理、設備等の運転・維持管理に、日夜励んでおります。

水道料金・下水道使用料早見表（1戸2か月）

保存版

（早見表の料金は、消費税相当額が含まれています。）

【平成17年4月1日～】

水道料金 一般用（口径25mm以下）
下水道使用料 処理区域：一般用 です

* 一般用（口径40mm以上）

* 水道料金は、口径別の基本料金+従量料金

* 下水道使用料は、一般用（口径25mm以下）と同額です

ご使用水量 (m ³)	水道料金 (円)	下水道使用料 (円)	ご使用水量 (m ³)	水道料金 (円)	下水道使用料 (円)
0~10	1,827	1,522	60	8,862	6,352
11	1,837	1,522	61	9,128	6,531
12	1,848	1,522	62	9,395	6,709
13	1,858	1,522	63	9,662	6,888
14	1,869	1,522	64	9,928	7,066
15	1,879	1,522	65	10,195	7,245
16	1,890	1,522	66	10,462	7,423
17	1,900	1,522	67	10,728	7,602
18	1,911	1,522	68	10,995	7,780
19	1,921	1,522	69	11,262	7,959
20	1,932	1,522	70	11,529	8,137
21	2,077	1,627	71	11,795	8,316
22	2,223	1,732	72	12,062	8,494
23	2,369	1,837	73	12,329	8,673
24	2,515	1,942	74	12,595	8,851
25	2,661	2,047	75	12,862	9,030
26	2,807	2,152	76	13,129	9,208
27	2,953	2,257	77	13,395	9,387
28	3,099	2,362	78	13,662	9,565
29	3,245	2,467	79	13,929	9,744
30	3,391	2,572	80	14,196	9,922
31	3,537	2,677	81	14,462	10,101
32	3,683	2,782	82	14,729	10,279
33	3,829	2,887	83	14,996	10,458
34	3,975	2,992	84	15,262	10,636
35	4,121	3,097	85	15,529	10,815
36	4,267	3,202	86	15,796	10,993
37	4,413	3,307	87	16,062	11,172
38	4,559	3,412	88	16,329	11,350
39	4,705	3,517	89	16,596	11,529
40	4,851	3,622	90	16,863	11,707
41	5,051	3,759	91	17,129	11,886
42	5,252	3,895	92	17,396	12,064
43	5,452	4,032	93	17,663	12,243
44	5,653	4,168	94	17,929	12,421
45	5,853	4,305	95	18,196	12,600
46	6,054	4,441	96	18,463	12,778
47	6,254	4,578	97	18,729	12,957
48	6,455	4,714	98	18,996	13,135
49	6,655	4,851	99	19,263	13,314
50	6,856	4,987	100	19,530	13,492
51	7,057	5,124	110	22,585	15,645
52	7,257	5,260	120	25,641	17,797
53	7,458	5,397	130	28,696	19,950
54	7,658	5,533	140	31,752	22,102
55	7,859	5,670	150	34,807	24,255
56	8,059	5,806	200	50,085	35,017
57	8,260	5,943	300	80,640	60,217
58	8,460	6,079	400	111,195	85,417
59	8,661	6,216	500	141,750	114,292

口径	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
基本料金	8,547円	17,955円	33,327円	52,353円	111,174円

従量料金

ご使用水量 (m ³)	水道料金 (円)	ご使用水量 (m ³)	水道料金 (円)	ご使用水量 (m ³)	水道料金 (円)
0	基本料金のみ	40	5,838	80	15,183
1	145	41	6,038	81	15,449
2	291	42	6,239	82	15,716
3	437	43	6,439	83	15,983
4	583	44	6,640	84	16,249
5	729	45	6,840	85	16,516
6	875	46	7,041	86	16,783
7	1,021	47	7,241	87	17,049
8	1,167	48	7,442	88	17,316
9	1,313	49	7,642	89	17,583
10	1,459	50	7,843	90	17,850
11	1,605	51	8,044	91	18,116
12	1,751	52	8,244	92	18,383
13	1,897	53	8,445	93	18,650
14	2,043	54	8,645	94	18,916
15	2,189	55	8,846	95	19,183
16	2,335	56	9,046	96	19,450
17	2,481	57	9,247	97	19,716
18	2,627	58	9,447	98	19,983
19	2,773	59	9,648	99	20,250
20	2,919	60	9,849	100	20,517
21	3,064	61	10,115	110	23,572
22	3,210	62	10,382	120	26,628
23	3,356	63	10,649	130	29,683
24	3,502	64	10,915	140	32,739
25	3,648	65	11,182	150	35,794
26	3,794	66	11,449	160	38,850
27	3,940	67	11,715	170	41,905
28	4,086	68	11,982	180	44,961
29	4,232	69	12,249	190	48,061
30	4,378	70	12,516	200	51,072
31	4,524	71	12,782	250	66,349
32	4,670	72	13,049	300	81,627
33	4,816	73	13,316	400	112,182
34	4,962	74	13,582	500	142,737
35	5,108	75	13,849	600	173,292
36	5,254	76	14,116	800	234,402
37	5,400	77	14,382	1,000	295,512
38	5,546	78	14,649	2,000	601,062
39	5,692	79	14,916	3,000	906,612

実際の水道料金は、(基本料金+従量料金)×1.05(1円未満切捨て)で計算します。

悪質な商法にご注意を！

最近、水道部職員を装った悪質な詐欺や訪問販売が相次いでいます。

「水道部の方から来ました」とか「ご近所の方、皆さんが行われています」などと巧妙な手口で、浄水器を売りつけたり、水道管の清掃作業を強引に行ったりするなど、悪質な訪問販売が多発しています。

水道部が、水道管の洗浄や浄水器の購入をご家庭にお勧めすることはありません。不要な契約を迫られたりご不審に思われたときは、**水道部給水課(918-5067)**へお問い合わせください。

給水管の洗浄や浄水器の訪問販売による契約のトラブルは、

あかし消費生活センター(TEL.912-0999)へご相談ください。



営業課 ☎ 918-5065

- * 水道の使用開始・中止
- * 水道使用者の名義変更
- * 水道料金
- * 料金の減免 など

工務課 ☎ 918-5066

- * 水道本管の新設工事 など

給水課 ☎ 918-5067

- * 水が出ないとき
- * 水が濁っているとき
- * 道路から水がもれているとき
- * 水道工事に関すること
- * 貯水槽の維持管理
- * 指定給水装置工事業者 など

浄水課 ☎ 918-5068

- * 浄水場・配水場・取水場・貯水池
- * 水道水の水质
- * 浄水処理の方法 など

総務課 ☎ 918-5064

- * 予算・決算
- * 広報紙・ホームページ
- * その他のお問い合わせ・ご意見